

令和8年度 函館市高校生インターンシップ事業実施要領

1 目的

本事業は、函館市内および渡島・檜山管内に所在する高等学校（以下「市内高校等」という。）に在学する生徒に就業体験等の場を提供することにより、主体的に職業を選択するための能力の育成を図るとともに、地元企業の特徴や魅力などを伝え、地域の将来を担う人材の地元定着を図ることを目的として実施する。

2 事業実施主体

本事業は、事業に参加する市内高校等（以下「参加高校」という。）、函館市内に就業場所を有する事業所（以下「市内事業所」という。）および各関係機関等の協力のもと、函館市（以下「市」という。）が実施する。

3 対象生徒

参加高校に在学する1・2年生の生徒を対象とする。

4 参加事業所

市内事業所のうち、高校および大学等の新卒者の求人を予定している事業所（官公庁を除く。）を対象とする。

5 実習時期および期間

原則として7月下旬から10月下旬までのうち5日間以内で実施する。なお、やむを得ない理由が生じたときは、必要に応じて調整するものとする。

6 事業実施方法

(1) 参加高校の募集手続き

市は、市内高校等に対し本事業の実施に係る周知を行い、本事業への参加を希望する高校は、「参加申込書【高等学校用】（様式第1号）」を市に提出する。

(2) 参加事業所の募集手続き

市は、市内事業所に対し本事業の実施に係る周知を行い、本事業への参加を希望する事業所は、「参加申込書【事業所用】（様式第2号）」、「実習概要書（様式第3号）」および「実習受入可能日程表（様式第4号）」を市に提出する。なお、「実習概要書（様式第3号）」および「実習受入可能日程表（様式第4号）」は、本事業の実施のために函館市公式ホームページ等で公開するものとする。

(3) 実習生の募集手続

市は、参加高校に対し、参加事業所の実習内容等を周知し、参加高校は、参加を希望する生徒（以下「実習生」という。）の「実習希望調書（様式第5号）」をとりまとめて市に提出する。

(4) 実習先事業所の調整

市は、「実習受入可能日程表」および「実習希望調書」を基に、実習先となる事業所（以下「実習先事業所」という。）および実習期間を調整する。なお、実習希望者数が受入可能人数を上回る事業所がある場合は、実習先事業所および実習期間の再調整を行う。

(5) 実習生受入れの依頼

市は、実習生から実習希望があった参加事業所に対し、実習生の氏名、高等学校名、実習期間その他受入れに関して必要な事項を通知し、実習生の受入れを依頼する。

(6) 実習先事業所の通知

函館市は、実習生が所属する高等学校（以下「所属高校」という。）に対し、実習先事業所、実習期間、実習先事業所担当者名その他実習の実施に関して必要な事項を通知する。

7 報酬等

実習生に対し、報酬等（日当、交通費、食費等）は支給しない。

8 賠償責任保険の加入

- (1) 参加高校は、実習生の実習中における偶発的な事故を担保するため、賠償責任保険および傷害保険に加入させるものとする。
- (2) 実習において損害が発生した場合は、保険契約の定めるところにより対応するものとする。

9 実習先事業所の遵守義務

実習先事業所は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 実習生が事業の趣旨を踏まえた体験ができるような実習内容とすること。
- (2) 実習に係る賃金等を実習生に支払わないこと。
- (3) 実習に要する素材、工具等の費用を実習生から徴収しないこと。
- (4) 実習中に事故および災害が発生しないように、設備等の点検等に配慮し、実習生の安全確保に万全を期すこと。
- (5) 実習中に実習生に事故および災害が発生した場合は、直ちに函館市および所属高校に連絡すること。
- (6) 実習生の個人情報、第三者に漏らさないこと。

10 実習生の遵守義務

実習生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 実習期間中、実習先事業所の指示および指導に従うこと。
- (2) 実習期間中、職場の風紀、秩序維持に努めること。
- (3) 実習期間中、故意または重大な過失により、実習先事業所に損害を与えたときは、賠償すること。
- (4) 実習中に知り得た秘密事項は、第三者に漏らさないこと。
- (5) 実習に係る賃金等を実習先事業所から受領しないこと。
- (6) 実習を欠席または遅刻する場合、実習先事業所および函館市に対し、あらかじめ連絡すること。また、やむを得ず早退する場合は、実習先事業所の許可を得て行うこと。
- (7) 実習生は、「実習に係る誓約書（様式第6号）」を実習先事業所に提出すること。

11 実施報告書の提出

実習生は、実習終了後、速やかに「実習報告書（様式第7号）」を作成し、所属高校に提出するものとする。所属高校は、実習を終了した日から起算して14日以内（夏期休業中に実習があった場合は、夏期休業後の始業日から起算して14日以内）に、当該報告書の写しを市に提出するものとする。

12 その他

この要領に定めのない事項については、別途協議する。

13 実施期日

この要領は、令和8年 月 日から実施する。